

協力をお願いします

水道メーターの取り替え 11月5日(金)~30日(火)

水道メーターは、計量法に基づき8年に一度取り替える必要があります。有効期限が近づいているメーターを取り替えるため、委託業者が訪問します。

取り替えを行う世帯には、取替期間が始まる1週間前までに、はがきで通知します。

※取り替え作業中は15分程度水が止まります。作業が終わるまでの間、蛇口は全て閉めてください。

地区	委託業者
◇山田◇大字乙金	(有)西南空調 ☎(504)0819
◇下大利団地18~31 ◇御笠川4~6丁目	(株)山本配管工業所 ☎(581)2136
白木原	水研工業(株) ☎(595)7676
◇南ヶ丘5~7丁目 ◇大字牛頸	(株)共和設備工業 ☎(581)8121

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当 ☎(580)1928

水道メーターの検針に協力を 10月20日(水)~26日(火)

◆メーターの上に物を置かないでください。

◆犬を飼っている人は、この期間はメーターから離れた場所につないでください。

◆検針ができず「検針のお知らせ」が推定水量になっている場合は、メーターの指針を確認して連絡してください。

※推定水量は、平均使用量としていますが、実際の使用量と大きく誤差が出る場合があります。

井戸水を使用している人へ

井戸水の使用を開始・廃止する場合、または井戸水の使用人数に変更がある場合は、連絡してください。

●問い合わせ先

料金施設課料金担当 ☎(580)1923

11月1日(月)が納期限です

- ◇市県民税 (第3期)
- ◇国民健康保険税 (第5期)
- ◇介護保険料 (第5期)
- ◇後期高齢者医療保険料 (第4期)

延滞金は **年 8.8%**

※令和3年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.5%です。

市税などの納付は口座振替が便利です

●問い合わせ先

- ◇納付について
収納課収納担当 ☎(580)1975
- ◇口座振替について
収納課滞納整理担当 ☎(580)1832

個人住民税(市県民税)の特別徴収を徹底しています

個人住民税(市県民税)の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主が、従業員に支払う毎月の給与から市県民税を差し引き、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入する制度です。

原則、全ての従業員が対象ですが、一定の基準に該当し、かつ、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで、特別徴収を行わないこともできます。

詳しくは、県ホームページの「個人住民税 特別徴収推進のひろば」を確認してください。

●問い合わせ先

◇制度・内容について

福岡県税務課個人住民税徴収機
動班 ☎(643)3049

◇手続きについて

市税課市税担当
☎(580)1828

